

ユーラフリカ計画と集团的植民地主義

具島, 兼三郎
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1416>

出版情報 : 法政研究. 28 (2), pp.1-12, 1962-01-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ユーラフリカ計画と集团的植民地主義

具 島 兼 三 郎

一

世界史的にみて帝国主義がまだ大きな力をもっていた戦前でも、ポルトガルのような弱小帝国主義の場合には、自分の植民地に意識的に外国資本をひきいれ、それによって利害の國際的連帶をつくり出して、植民地の保持に役立てようとするような動きがないわけではなかったが、強大な帝国主義の場合には、そのようなことは先づなかった。強大な帝国主義は、植民地の保持については他の帝国主義の力を借りなくても、独力でそれをなしうる自信をもっていたし、自分の植民地は自分で独占的に支配し、外国資本の進入を排除することの方を、むしろ望んでいたからである。それが戦後になると、帝国主義の勢力が一般に弱まったために、かつては弱小帝国主義の場合だけにしかみられなかった現象が、強大な帝国主義の場合にもみられるようになった。われわれはその例証をアフリカ植民地に対するフランスの政策のなかにみることができる。一九五七年三月二五日ローマで結ばれたヨーロッパ共同市場条約は、フランスの提唱によって、その中にアフリカの海外属領諸国を含めることになったが、一般にユーラフリカ計画として知られる条約中のこの部分は、強大な帝国主義国が自分の植民地を自らすすんで他の帝国主義諸国の前に開放しようとしている点で、注目すべき内容をもっているといつてよい。

もちろんこの計画のなかにはフランスの植民地だけでなく、共同市場に参加したベルギーやオランダのそれも含まれるわけであるが、その領土の広大な点からいってなんともこの計画の中心になるのは、フランスの植民地である。これらの植民地はヨーロッパ共同市場の結成に当ってフランスがさしだした「持参金」といわれているが、この「持参金」がどんなに豪勢なものであるかは、これまでフランスの独占資本がこれらの植民地からひきだした利益の大きさをみればわかる。第二次世界大戦の前までフランス地域の後進国諸国は、価格にしてフランスの輸出総額の四分の一を吸収していたが、一九五〇年代の終りにはそれは三分の一に上昇した。又フランスの輸出入額のなかでこれらの国々の占める割合は、約四分の一に達した。フラン地域にぞくする国々は資本の投下市場としても重要であった。戦前までこれらの国々はフランスの海外投資総額の五分の一を占めていたが、それが今ではその三分の二を占めるようになった。このほかアルジェリアには全ヨーロッパの資本家達を唸らせるような豊富な石油と天然ガスの資源が発見され、これが亦フランス植民地帝国の価値をいっそう高めるのに役立つ。

フランスにしても、この豊かな植民地帝国をヨーロッパ共同市場諸国に対する「持参金」にしようと決意したのは、よくよくのことであった。「持参金」にしないですめばそれに越したことはなかったからである。一九五〇年ヨーロッパ共同市場の雛型ともいべきシューマン・プランが発表され、ロベール・シューマンが小欧州ブロックをつくる代償として、フランスの海外領土を「持参金」としてブロック参加国の前にさし出すべきであると提唱したとき、フランス独占資本の大半がこれに反対したことはなによりもよくこのことを示している。当時はフランス独占資本としても、独力で植民地帝国を維持してゆけると考えていたのである。しかし、一九五〇年代の後半期に入ると、事態は変わってきた。ヨーロッパ共同市場をあがなう「持参金」はフランスの独占資本にとって「我慢しうるもの」になつたばかりか、「望ましいもの」にさえなつた。かれらにしても第二次世界大戦後植民地の民族解放運動の嵐に直

面して、植民地の維持はもはや武力だけではできないということを感じていた。そこでかれらは先づ簡単に行える改革から着手した。一九四六年「植民地」という言葉を役所の看板や公文書の上から追放したことが、すなわちそれであった。フランス植民地帝国という呼び名は禁止され、海外諸国—フランス連合と呼ばれるようになり、植民地には見せかけの自治や形ばかりの代議政体がもちこまれた。しかし問題は言葉や形ではなく、その実質であった。どんなに呼び名が変わっても、どんな「自由主義」的な改革が行われても、植民地支配の実質が変らない限り、問題の解決にはならなかった。政治的改革とやらんで経済的改革も行われた。一九五〇年におけるフラン地域の設定がすなわちそれであった。これは弛みかけたフランス植民地帝国にタガを入れて、これをひきしめると共に、競争的な外国資本の侵入を阻止しようとする点に、その狙いがあった。

しかし、これらの方策はいずれもフランスの支配階級が期待したような成果を生まなかった。加うるに戦後ひきつづきフランスが行ってきたインドシナの植民地戦争はフランスの敗北に終り、北ヴェトナムが失われたばかりでなく、残った南ヴェトナムもアメリカのためにもって行かれ、ラオスやカンボジャまでがフランスの手からすりおちた。このようにしてインドシナを失ったフランス帝国主義としては、アフリカ植民地だけはなんとしてでも確保しておきたいところであったが、そのアフリカ植民地でさえもその前途は必ずしも樂觀を許さないものがあった。一九五六年にはチュニジャとモロッコが独立し、アルジェリアの戦争は泥沼にはまりこんで、いつ果てるともわからなかったからである。みせかけの自治を許す政策も、ともにフランス植民地帝国の解体をおしとどめることはできなかった。加うるに植民地戦争の果しない継続は、フランスの財政を涸渇させ、アフリカ植民地の開発に必要な資本の調達を困難にした。七年にわたるインドシナ戦争で三兆フランの戦費を使い果したフランスは、今またアフリカで年に約四〇〇〇億フラン、一日一〇億フランを使っている。これではアルジェリアにどんな素晴らしい天然資源が発見され

ても、その開発資金に事欠くのは当然であった。

こうした背景の中で、シューマン的な考えがもう一度見直された。そのなかには政治的にも、はた又軍事的にも窮地に追いこまれたフランス独占資本にとっての「救い」がありそうに思えたからである。それはフランスのアフリカ植民地を小欧州諸国に開放するかわりに、これら植民地の開発に必要な資本の一部をこれらの国々に肩代りさせ、フランスの財政負担を軽減することができる上に、原住民の民族解放運動の粉砕に際してはその協力を期待できるという長所をもっていたからである。ここにおいてそれまで反対していたフランスの独占資本もこの考えをうけ入れるようになった。ユーラフリカ計画はその結果として生みだされたものであった。したがってこの計画がフランスにとって、アフリカ植民地開発資本の調達と民族解放運動の粉砕に対する共同市場参加国の援助獲得を、その狙いとするものであったことは、いうまでもないことであった。ユーラフリカ計画が成立するとともに、フランスが「海外領土開発資金」年一〇億ドルをヨーロッパ共同市場諸国がその国民所得に比例して負担すべきことを提案したことや、自国の植民地にヨーロッパ共同市場諸国の民間資本の投下を歓迎する旨を声明したことは、この計画に対するフランスの期待がどこにあるかを物語るものであった。

註一 A. Goncharov, *Colonialism Behind the Screen of the Common Market* (International affairs, No. 6, 1961, p. 39)

註二 Y. Rubinsky, *Imperialist Eurafrika Projects*, (International affairs, No. 7, 1957, p. 47)

註三 Y. Rubinsky, *op. cit.* (op. cit. p. 50)

フランスが植民地の保持のために躍気になっている間にも、民族解放運動の嵐は容赦なく吹きつづり、一九六〇年フランスは一四のアフリカの国々に独立をあたえねばならなくなった。しかしフランスとしてはこれらの国々に形式的に独立をあたえたとしても、それらをユーラフリカ共同体のなかに抱えこんでおきさえすれば、実質的にこれまでどおりの関係をつづけることができるが高をくくっていた。「ル・モンド」紙（一九六〇年十月三〇—三一日）が「独立はアフリカ諸国とヨーロッパ経済共同体との間に現存している盟約関係を絶対に破壊するものではない」とかいたのは、そうしたフランスの期待をあらわしたものであった。しかしヨーロッパ共同市場条約が発効して三年の間に、以前のフランス植民地帝国の上に起った事態はフランスの期待していたものとは、まるで違ったものであった。ユーラフリカ計画がつけられたとき、フランスはもとよりフランスの協力者達は、以前フランス植民地帝国にぞくしていた国々や、植民地帝国にぞくしていなくても伝統的にフランスと密接な関係にあった若干の国々は、必ずユーラフリカ計画に参加するものと当てにしていたが、まづ第一にこの当てが外れた。チュシニヤとモロッコが政治的独立を克ち得たのはユーラフリカ計画が発足する前年であったが、フランスとしては両国のフランスとの伝統的な関係からいっても、両国は当然にユーラフリカ計画に参加するものと考えていた。ところが独立を獲得した両国はフランスの期待を裏切ってユーラフリカ計画への不参加を表明した。一九五八年にはギニアが独立したが、独立したギニアはこれ亦ヨーロッパ共同市場との絶縁を表明した。ギニアの次にはマリ共和国がつづき、この国も亦はっきりフランスに背を向けた。

フランスのためにいや応なしにユーラフリカ計画のなかに編入された国々は国々で、ヨーロッパ共同市場の発足と

ともに憂慮すべき事態に直面した。ユーラフリカ計画によると、この計画に参加した国々には、お互いの国内市場を開放し、加盟国から輸入される商品や資本にたいして或いは関税をひき下げ、或いは国内資本と同等の待遇を与え、又それらの国々に対して輸入割当をふやすことになっていたので、フランスの海外領土には西ドイツやイタリー、ベルギー、オランダの商品が洪水のように流れこみ、これらの地域における民族産業の発展の可能性を奪ってしまった。これに対して「援助」の方は、当初の仰々しい宣伝にもかかわらず、遅々として進まなかった。当初の予定ではヨーロッパ共同市場に加入した国々のために三カ年で二億一九〇〇万ドルがヨーロッパ共同市場資金から投資されることになってしたが、このうち一九五八―六〇年の計画にくりこまれたのはその七五%、すなわち一億六三〇〇万ドルであった。しかし、実際に投資されたのはその中の亦五五〇〇万ドル以下で、年一八〇〇万ドルにすぎなかった。ローマ条約によると、フランスの海外領土はこのうち九〇%を受けとることになっていたので、一九五八―六〇年の間にフランスの海外領土が受けとった金額は一六〇〇万ドルに当るわけであった。これをこの地域の人口四〇〇万人で割ると、一人当たり年四〇セントということになり、わずかなものであった。これをフランスの独占資本が不等価交換によってこれらの海外領土からひき出す利潤年二〇〇〇万ドルとくらべてみると、ユーラフリカ計画が決してアフリカ諸国民のための計画ではなく、依然としてフランス独占資本のためのそれであることを示している。

同じことはもっと別の面からいえる。これまでフランスはアメリカ諸国の代表をヨーロッパ共同市場の執行機関に入れることに頑強に反対してきたが、このようなフランスの態度はヨーロッパ共同市場投資金の分配権を自己の手元にぎり、それによってフランス連合にぞくする海外諸国のフランスに対する従属関係を保持しようとしていることを意味している。「援助」を受けようとする国がどういう計画に、どの程度の援助をほしいかについて自分みづから説明することができないばかりか、「援助」の成否がフランスの考えによって左右されるというような状況の下で、

アフリカ諸国の中に不満がおこってくるのは当然である。フランス連合にぞくする国々は、独立した国も、そうでない国も、その経済は植民地的な構造をもっており、原料生産、それも限られた特定原料の生産に依存している国が多いのであるから、それらがヨーロッパ共同市場諸国の市場とむすびつけられると、ヨーロッパ共同市場諸国の一寸した経済的変動からでも大きな影響をうける。なかでもアフリカ諸国にとってこわいのは原料の値下りである。一度原料の値下りがおこると、アフリカ諸国の経済は惨澹たる影響をうけ、それらの国々の国民の生活は直ちに饑餓にさらされる。したがってヨーロッパ共同市場内部で行われる外国貿易や金融、その他の重要経済問題の決定に関して、アフリカ諸国が参加を求めるのは当然であるといつてよい。アフリカ諸国がヨーロッパ共同市場の執行機関にかねらの代表を参加させるよう、くりかえし、くりかえし要求したのは、そのためであった。そのためにユーラフリカ共同体のなかには、ヨーロッパ共同市場執行機関への参加を求めるアフリカ諸国と、これを阻止しようとするフランスとの間の矛盾が久しくくすぶりつづけていたが、一九六〇年十月ヨーロッパ共同市場関係会議は、ついにアフリカ諸国の世論に押されて、アフリカ諸国のうち独立した国々の代表だけをヨーロッパ共同市場諸機関に入れることに決定した。これはたしかに一応の前進であったが、代表がはいっただけで問題は解決しなかった。諸機関における実権はその後もヨーロッパ共同市場六カ国の手に握られ、あまり重要でない些末の問題を除いては、アフリカ諸国が自らの要求を通すことはなかなか困難であったからである。こんなわけでアフリカ諸国の不満は容易に取除かれそうもなかったが、それを放っておくと、アフリカ諸国のユーラフリカ計画に対する幻滅が増大し、これら諸国のなかにはチュニジアやモロッコ、ギニア、マリの後を追うものも現れてくるおそれがあったので、フランスはこれらの国々に働きかけて、アフリカ共同市場をつくらせるべく躍気になった。ブラザービル・グループとよばれる以前フランスの植民地であった国々が、一九六一年三月末ヤウンデ (Yaounde) に集って、アフリカン・マラガシー・ユニオン (the Afr-

ican Malagasy Union) をつくることに決定したのは、こうしたフランスの働きかけの結果であった。アフリカン・マラガシー・ユニオンは以前フランスの植民地であった国々のうち、フランス独占資本に忠実な指導者を抱えている国々だけの共同市場であり、ヨーロッパ共同市場と姉妹関係に立つものであったが、それにも拘らずそれがヨーロッパ共同市場に対して従属的な関係にあることは、ユニオンにぞくする国々にとっての一番大切な問題、ヨーロッパ共同市場諸国に対する原料の輸出の問題がユニオンにぞくする国の参加なしにヨーロッパ共同市場の方で一方的に決定される仕組みになっていることをみても明かである。これがギニアの大統領セク・トーレ (Sekou Toure) やマリの大統領モディボ・ケイタ (Modibo Keita) によって、「新植民地主義勢力の危険なマヌーバー⁽¹⁾」と、非難されるのも、そのためである。しかも、アフリカン・マラガシー・ユニオンのようなヨーロッパの植民地主義と密接な関係をもった国家ブロックがアフリカにあらわれると、その影響はたゞ経済の分野だけにとどまらない。それは一切の植民地主義と絶縁して、自分自身の道を切り開こうとしているアフリカ民族主義の政治的な団結を阻害するおそれがあるからである。ギニアやガーナ、マリ三国の政府首脳者達によって出された共同コミュニケが、アフリカン・マラガシー・ユニオンを「アフリカの団結に大打撃を与え、新植民地主義を強化するおそれがある⁽²⁾」として非難したことは、これを示している。

(1) A. Goncharov, op. cit. (op. cit. p. 41)

(1) A. Goncharov, op. cit. (op. cit. p. 44)

(2) A. Goncharov, op. cit. (op. cit. p. 44)

フランス帝国主義とアフリカ諸国との間の矛盾の増大とともに今一つわれわれが注意する必要があるのは、ヨーロッパ共同市場六カ国相互間の矛盾、なかんなくフランス帝国主義と西ドイツ帝国主義との間の矛盾の増大である。西ドイツ帝国主義は工業生産力の点においても、資本輸出力の点においても、仏英をしのぐ力をもっていないながら、植民地をもたない。したがってユーラフリカ計画を利用して他国の植民地にその勢力をのぼすことには大きな関心をもっている。しかし、西ドイツ帝国主義はフランス植民地帝国の救済のために大きな犠牲を払う意志はない。植民地帝国の救済のために西ドイツを利用しようとするフランスと、フランスの誘いを利用してフランス植民地帝国のなかに自分の勢力をのぼそうとする西ドイツとは、その立場が全く異っている。したがってユーラフリカ計画の実行に当っても、この両国のちがいがいろいろな点にあらわれてくる。例えばユーラフリカ計画における共同投資の規模と管理とに関する両国の論争のあとをふりかえってみると、このことがよくわかる。

フランス政府はアフリカで年間約四〇〇億フランを消費しているが、この金額のつきこまれる主な項目をあげると、先づ第一は統治費（行政庁、警察、軍隊の維持。軍事作戦費はふくまれない）、第二は公共事業建設費（学校、病院、道路、飛行場および橋梁の建設）、第三は高価格の商品の輸出にたいする補助金および当該国予算の補助等である。このうち第一と第三の項目については、西ドイツはもとより他の共同市場加盟諸国も、はじめから出資することを拒否した。利潤のあがらない公共事業建設については、出資を拒否することこそしなかったが、それをめぐって激しい論争が行われた。フランスは前にものべたように「海外領土開発資金」として年一〇億ドル（三五〇〇億—四〇〇〇億フラン）を加盟国の国民所得に比例して出資すべきことを主張したが、この提案に対する反応は冷やかな

ものであった。西ドイツはこの金額を問題外として反対したので、結局落ちついたところは五カ年に五億八一二五万ドル、すなわちフランス提案の十分の一であった。西ドイツはこの金額を国民所得に比例して出資することにも反対し、結局フランスと同額の二億ドル出すことで話がついた。他の加盟国の分担金はオランダとベルギーが七〇〇万ドル、イタリーが四〇〇〇万ドル、ルクセンブルグが一二五万ドルと決定した。^(二)

共同投資の管理についていえば、こゝでも亦フランスと西ドイツとの間に大きな喰いちがいがあった。フランスとしては当初、公共事業建設に割り当てられた金額は、完全にフランスの自由な処理に委ねられることを期待していた。これに対して西ドイツは反対であった。西ドイツとしては、資金の使途と、資金を割り当てる公共事業建設計画は、共同市場諸機関によって西ドイツをはじめ他の加盟国参加のもとに決定さるべきであると考えていたからである。ここにおいて激しい論争が捲きおこされ、さいごに政治的な妥協が行われた。割り当てられた資金を使用するための計画は、フランスの海外属領諸国の行政がつくり、この計画に資金を割り当てる問題は、西ドイツをはじめ他の加盟国が参加する共同市場諮問委員会が決定することになったことが、すなわちそれであった。この場合共同市場諮問委員会の票数は全部で六七票と定められ、フランスと西ドイツがそれぞれ三三票、オランダ、ベルギー、イタリーが一一票、ルクセンブルグが一票を行使することになった。^(三)

西ドイツとしては自分自身の帝国主義的欲求をみたすためにユーラフリカ計画を利用しようとしているにすぎないのであるから、フランス帝国主義のために必要以上の犠牲を払うつもりはなかった。したがって民間資本のアフリカへの輸出の問題にしても、フランス側からの強い要望があったにも拘らず、自分自身の利益にならぬ限り、それをボイコットした。そのために一九五二年から一九五九年にかけて、アフリカ諸国に投下された西ドイツ資本は、西ドイツの海外投資総額のわずか六・二％にすぎなかった。^(三)

これに反してフランスの地位が怪しくなったフランスの以前の植民地では、西ドイツの動きは目に見えて活潑になった。独立したそれらの国々には西ドイツの使節団や技術者が次々に送りこまれ、西ドイツの勢力扶植のために活潑な活動を展開した。一九六〇年夏西ドイツ政府の経済使節団がカメルーンを訪れ、四〇〇万ドイツ・マルクの長期クレジットをカメルーン政府に与えて、西ドイツ商品を買わせることにしたことや、同年十一月西ドイツ技術局のアガツ・ナハト博士 (Dr. Agatz Nacht) がトーゴランド政府との間にローメの築港契約をむすんだこと、同じく同年秋西ドイツ・ディデエル・ウエルケ社がダホメーでフランスの競争者を排除し、同国の十カ年計画に必要な設備資材の供給契約をむすんだこと、同社がアッパー・ヴォルタやニゼールでも沢山の契約をむすんだこと、またフォルクス・ワーゲンが共同市場にぞくするフランスの旧植民地各地に進出を図っていることなどは、これを示している。

これをもっとみると、ユーラフリカ計画に対するフランスと西ドイツとの立場は、全く異なっていることがわかる。フランスにとっては、ユーラフリカ計画はフランスのアフリカ植民地防衛の手段にすぎないのであるが、西ドイツにとっては、それはアフリカへの進出の足場に外ならぬ。ロンドン・タイムスはユーラフリカ計画を評して、「集团的植民地主義」^(四)とのべたが、同じ集团的植民地主義でもフランスと西ドイツとは、そのもつ意味が異なるのである。前者にとってはそれは防衛手段を意味し、後者にとってはそれは攻撃手段を意味しているからである。

しかし、両者は相互に激しい競争をくりかえしながらも、たゞ一つの点では利害を同じくしている。アフリカの民族解放運動があまり強くならずすぎないようにその頭を押えることが、すなわちそれである。民族解放運動が強くなれば、ユーラフリカ計画はその基盤を破壊され、集团的植民地主義はその存立の基礎を脅かされるからである。一九六〇年秋パリーで開かれたヨーロッパ共同市場六カ国会議は、アフリカに投資をする場合には、投資に先立って、投資を受ける国の政府に対し、政治不安に対する保証をもとめることを決定したが、このことは集团的植民地主義をもつ

説

としても、アフリカでは植民地主義の地位が決して安泰でないことを示している。(八月三〇日)

論

- (一) Y. Rubinsky, op. cit. (op cit. pp. 50~51)
- (二) Y. Rubinsky, op. cit. (op cit. p. 51)
- (三) A. Goncharov, op. cit. (op. cit. p. 42)
- (四) The Times, Feb. 22, 1957